

改定案	現行（第13回改定）	改定理由												
<p>中分類09-食料品製造業 総説</p> <p>この中分類には、次のいずれかの製造を行う事業所が分類される。</p> <p>(1) 畜産食料品、水産食料品などの製造 (2) 野菜缶詰、果実缶詰、農産保存食料品などの製造 (3) 調味料、糖類、動植物油脂などの製造 (4) 精穀、製粉及びでんぷん、ふくらし粉、イースト、こうじ、麦芽などの製造 (5) パン、菓子、めん類、豆腐、油揚げ、冷凍調理食品、そう（惣）菜などの製造</p> <p>なお、清涼飲料、酒類、茶、コーヒー、氷、たばこ、飼料、有機質肥料を製造する事業所は、中分類10-飲料・たばこ・飼料製造業に分類される。</p> <p>主として家庭又は個人消費者に直接販売するための製造を行う事業所及び販売を主とする事業所が販売に直接附随する行為として、その取り扱う商品に簡単な処理を施す場合は、大分類I-卸売業、小売業に分類される。</p> <table border="0"> <tr> <td>小分類 番号</td> <td>細分類 番号</td> </tr> <tr> <td>095</td> <td>砂糖・でんぷん糖類製造業</td> </tr> <tr> <td>0953</td> <td>でんぷん糖類製造業</td> </tr> </table> <p>主としてぶどう糖、水あめ、異性化糖を製造する事業所をいう。 ○ぶどう糖製造業；グルコース製造業；水あめ製造業；麦芽糖製造業；異性化糖製造業；<u>果糖製造業</u></p>	小分類 番号	細分類 番号	095	砂糖・でんぷん糖類製造業	0953	でんぷん糖類製造業	<p>中分類09-食料品製造業 総説</p> <p>この中分類には、次のいずれかの製造を行う事業所が分類される。</p> <p>(1) 畜産食料品、水産食料品などの製造 (2) 野菜缶詰、果実缶詰、農産保存食料品などの製造 (3) 調味料、糖類、動植物油脂などの製造 (4) 精穀、製粉及びでんぷん、ふくらし粉、イースト、こうじ、麦芽などの製造 (5) パン、菓子、めん類、豆腐、油揚げ、冷凍調理食品、そう（惣）菜などの製造</p> <p>なお、清涼飲料、酒類、茶、コーヒー、氷、たばこ、飼料、有機質肥料を製造する事業所は、中分類10-飲料・たばこ・飼料製造業に分類される。</p> <p>主として家庭又は個人消費者に直接販売するための製造を行う事業所及び販売を主とする事業所が販売に直接附随する行為として、その取り扱う商品に簡単な処理を施す場合は、大分類I-卸売業、小売業に分類される。</p> <table border="0"> <tr> <td>小分類 番号</td> <td>細分類 番号</td> </tr> <tr> <td>095</td> <td>糖類製造業</td> </tr> <tr> <td>0953</td> <td>ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業</td> </tr> </table> <p>主としてぶどう糖、水あめ、異性化糖を製造する事業所をいう。 ○ぶどう糖製造業；グルコース製造業；水あめ製造業；麦芽糖製造業；異性化糖製造業</p>	小分類 番号	細分類 番号	095	糖類製造業	0953	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	<p>細分類0953の名称を「でんぷん糖類製造業」に変更することに合わせて、小分類095の名称を「糖類製造業」から「砂糖・でんぷん糖類製造業」に変更する。</p> <p>「果糖」はでん粉由来の糖類である。 現行の産業分類「0953 ぶどう糖・水あめ・異性果糖製造業」は、でん粉由来の糖類を製造する事業所が分類される。 したがって、果糖製造業を0999から移動するとともに、細分類0953の名称を「ぶどう糖・水あめ・異性果糖製造業」から「でんぷん糖類製造業」に変更する。 なお、現行の産業分類の「095 糖類製造業」に分類されていない糖類として乳糖とガラクトースがあるが、乳糖は乳製品の副産物であること、ガラクトースは主に試薬などの化学製品であることから、両者はそれぞれ現行のとおり「0914 乳製品製造業」、「1639 その他の有機化学工業製品製造業」に分類する。</p>
小分類 番号	細分類 番号													
095	砂糖・でんぷん糖類製造業													
0953	でんぷん糖類製造業													
小分類 番号	細分類 番号													
095	糖類製造業													
0953	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業													

日本標準産業分類第14回改定案（E-製造業）

改定案		現行（第13回改定）		改定理由
<p>小分類 細分類 番号 番号</p> <p>099                    その他の食料品製造業</p> <p>                  0999 他に分類されない食料品製造業                           主として他に分類されない各種食料品の製造を行う事業所をいう。                           ○パン種製造業；ふくらし粉製造業；イースト製造業；きのこ種菌製造；酵母剤製造業；クロレラ製造（培養）業；しいたけ種駒製造業；こうじ製造業；種こうじ製造業；麦芽製造業；いり豆製造業；こんにやく製造業；ふ・焼ふ製造業；ゆば製造業；玄米乳製造業；甘酒製造業；納豆製造業；即席ココア製造業；春さめ（豆素めん）製造業；麦茶製造業；はま茶製造業；こぶ茶製造業；プレミックス食品製造業；最中かわ製造業；バナナ熟成加工業；粉末ジュース製造業；せんべい生地製造業；野菜つくだ煮製造業；もち製造業（あんもちを除く）；なめ味そ製造業；パン粉製造業；フラワーペースト製造業；カット野菜製造業                           ×もやし栽培農業 [0113] ；ウエハース製造業 [0979] ；加工卵製造業（液卵，乾燥卵など） [0919] ；コーヒー豆ばいせん（焙煎）業 [1032] ；薬用酵母剤製造業 [1652] ；<u>果糖製造業 [0953]</u></p>	<p>小分類 細分類 番号 番号</p> <p>099                    その他の食料品製造業</p> <p>                  0999 他に分類されない食料品製造業                           主として他に分類されない各種食料品の製造を行う事業所をいう。                           ○パン種製造業；ふくらし粉製造業；イースト製造業；きのこ種菌製造；酵母剤製造業；クロレラ製造（培養）業；しいたけ種駒製造業；こうじ製造業；種こうじ製造業；麦芽製造業；いり豆製造業；こんにやく製造業；ふ・焼ふ製造業；ゆば製造業；玄米乳製造業；甘酒製造業；納豆製造業；即席ココア製造業；春さめ（豆素めん）製造業；麦茶製造業；はま茶製造業；こぶ茶製造業；プレミックス食品製造業；最中かわ製造業；バナナ熟成加工業；粉末ジュース製造業；せんべい生地製造業；野菜つくだ煮製造業；<u>果糖製造業</u>；もち製造業（あんもちを除く）；なめ味そ製造業；パン粉製造業；フラワーペースト製造業                           ×もやし栽培農業 [0113] ；ウエハース製造業 [0979] ；加工卵製造業（液卵，乾燥卵など） [0919] ；コーヒー豆ばいせん（焙煎）業 [1032] ；薬用酵母剤製造業 [1652]</p>	<p>「果糖」はでん粉由来の糖類である。 現行の産業分類「0953 ぶどう糖・水あめ・異性果糖製造業」は、でん粉由来の糖類を製造する事業所が分類される。 したがって、果糖製造業を0953に移動する。</p>		